

掛川市事務決裁規程（平成17年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

掛川市長 松井三郎

別表第1の4(3)の表を次のように改める。

(3) 支出負担行為に関する事項

(単位：万円)

決 裁 事 項	決 裁 区 分							備 考
	市 長	副市長	部 長	消防 次長	課 長	室長等	係 長	
	以上	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
1 報酬					○			会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
2 給料					○			一般会計は、行政課長専決
3 職員手当等					○			一般会計は、行政課長専決
4 共済費					○			一般会計は、行政課長専決
5 災害補償費					○			一般会計は、行政課長専決
6 恩給及び退職年金					○			一般会計は、行政課長専決
7 報償費			300 (以上)	300	300			
8 旅費			10 (以上)	10	10	3	1	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
9 交際費			100 (以上)	100	100			

10 需用費								
ア 食糧費			30 (以上)	30	30			
イ 自動車燃料費				3 (以上)	3 (以上)		3	
ウ 光熱水費				3 (以上)	3 (以上)		3	
エ 修繕費					○			契約を伴うものは、管財課長専決
オ その他			300 (以上)	300	300	10	3	
11 役務費			300 (以上)	300	300	10	3	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
12 委託料					○			管財課長専決
13 使用料及び賃借料			300 (以上)	300	300	10		
14 工事請負費					○			管財課長専決
15 原材料費			300 (以上)	300	300	10	3	契約を伴うものは、管財課長合議
16 公有財産購入費	予算執行伺の決裁区分による。							
17 備品購入費			300 (以上)	300	300	10	3	契約を伴うものは、管財課長専決
18 負担金、補助及び交付金	予算執行伺の決裁区分による。							静岡県国民健康保険団体連合会、静岡県後期高齢者医療広域連合及び静岡県に対して定例的に支払う保険給付費及び医療諸は、健康福祉部長専決
19 扶助費			500 (以上)	500	500			
20 貸付金	予算執行伺の決裁区分による。							
21 補償、補填及び賠償金	予算執行伺の決裁区分による。							賠償金は、全事項市長決裁
22 償還金、利子及び割引料					○			
23 投資及び出資金	予算執行伺の決裁区分による。							

24 積立金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			
25 寄附金	予算執行何の決裁区分による。							
26 公課費					○			
27 繰出金	予算執行何の決裁区分による。							

別表第1の4(4)の表を次のように改める。

(4) 支出命令に関する事項

(単位：万円)

決 裁 事 項	決 裁 区 分							備 考
	市 長	副市長	部 長	消防次 長	課 長	室長等	係 長	
	以上	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
1 報酬					○			会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
2 給料					○			一般会計は、行政課長専決
3 職員手当等					○			一般会計は、行政課長専決
4 共済費					○			一般会計は、行政課長専決
5 災害補償費					○			一般会計は、行政課長専決
6 恩給及び退職年金					○			一般会計は、行政課長専決
7 報償費	5,000	5,000	2,000	300	300			
8 旅費				3 (以上)	3 (以上)	3	1	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
9 交際費			500 (以上)	500	500			
10 需用費								
ア 食糧費				○	○			
イ 自動車燃料費				3 (以上)	3 (以上)		3	
ウ 光熱水費				3 (以上)	3 (以上)		3	
エ その他	5,000	5,000	2,000	1,000	500	10	3	

11 役務費	5,000	5,000	2,000	1,000	500	10	3	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
12 委託料	5,000	5,000	2,000	1,000	500	100		
13 使用料及び賃借料	5,000	5,000	2,000	1,000	500	10		
14 工事請負費	5,000	5,000	2,000	1,000	500	100		
15 原材料費	5,000	5,000	3,000	1,000	500	10	3	
16 公有財産購入費	5,000	5,000	2,000	1,000	500			
17 備品購入費	5,000	5,000	2,000	1,000	500	10	3	
18 負担金、補助及び交付金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			静岡県国民健康保険団体連合会、静岡県後期高齢者医療広域連合及び静岡県に対する定例的な保険給付費及び医療諸費の支払は、支出負担行為の決裁区分
19 扶助費			500 (以上)	500	500			
20 貸付金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			
21 補償、補填及び賠償金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			
22 償還金、利子及び割引料					○			
23 投資及び出資金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			
24 積立金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			
25 寄附金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			
26 公課費					○			
27 繰出金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。